

2026 年 7 月

電子債権決済サービス「e-Noteless」ご利用者 さま

みずほ電子債権記録株式会社
業務受託者：みずほ信託銀行株式会社

電子記録債権残高証明書の押印廃止について

平素より電子債権決済サービス「e-Noteless」（以下「e-Noteless」）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

株式会社みずほフィナンシャルグループ傘下の株式会社みずほ銀行およびみずほ信託銀行株式会社（以下、両行）は、近年のデジタル社会への移行や、より迅速かつ柔軟なお客さま対応の一環として、各種証明書・請求書等の書類における「朱肉を用いた押印」を順次見直す方針とし、両行のウェブサイトにおいてその方針を公表しております（詳しくは、両行ウェブサイト掲載の「お知らせ」〔2026 年 6 月 19 日付〕をご参照ください）。

上記方針を踏まえ、「e-Noteless」の電子記録債権残高証明書についても押印を行わない運用へと変更いたします（2026 年 10 月発行分より）。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<ご参考>

- ※ 押印の有無にかかわらず本証明書に記載された事項については、みずほ電子債権記録株式会社が管理する「記録原簿」に記録されており、必要に応じて再確認が可能である点は、従前と変わりはありません。
- ※ 本証明書の押印は法令上必須ではなく、押印の有無のみで本証明書の法律上の証明力が変わるものではありません。
- ※ 複数の監査法人あてに照会し、一般論としては、押印がないことのみを理由に監査証拠として一律に受け付けられないものではないと確認しております。

以上

【お問い合わせ】

業務受託者：みずほ信託銀行株式会社 e-Noteless コールセンター

電話番号：0570-00-3245（ナビダイヤル）もしくは 03-6740-2720

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

* 12 月 31 日～1 月 3 日、土・日曜日、祝日・振替休日にご利用いただけません。